

横手市大森公園体育施設等への商用広告物掲出者募集要項

1. 目的

横手市では、スポーツ施設の安心・安全な利用を促進するための手法として、横手市大森公園体育施設等への商用広告物掲出を希望する広告主（以下、「広告主」という。）を募集しています。広告主の皆様からいただいた広告料は、スポーツ施設の修繕費用などに寄与し、スポーツ施設を利用される市民の皆様へ還元させていただきます。

2. 施設概要

施設名	規模	年間利用見込	営業期間・備考
大森公園テニスコート (横手市大森町字持向 地内)	○建築年 令和3年 ○テニスコート 12面 ○ナイター照明 8面分 ○クラブハウス 1棟 ・ トイレ、更衣室、 会議室、倉庫	約 20,000 人	○休館日 期間中の毎週月曜日 ○営業期間 4月中旬頃から 11月30日まで ※降雪等の状況により変動する ことがあります。 ○テニスコートを利用する際は、 大森体育館にて受付します。
大森体育館 (横手市大森町字持向 192番地)	○建築年 昭和58年 ○アリーナ面積 1,360㎡ ・ バスケットボール2面 ・ バレーボール2面 ・ バトミントン6面 ・ その他のスポーツ	約 15,000 人	○休館日 毎週月曜、年末年始

3. 掲出することができる広告物の基準等

広告物の内容は、商品名・企業名の文字の組み合わせ及びロゴ等とし、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲出することができません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (5) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (6) 市の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (7) あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (8) 大げさな表現、根拠の無い表現又は射幸心を著しくあおる表現を含むもの
- (9) 医薬品等適正広告基準に抵触するもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122

- 号) 第2条第1項の風俗営業又はこれに類する業種に関するもの
- (1 1) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項の貸金業又はこれに類する業種に関するもの
- (1 2) 商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第2条第22項の商品先物取引業又はこれに類する業種に関するもの
- (1 3) 大森公園体育施設等の管理運営に支障を来たすおそれのあるもの
- (1 4) 色彩又はデザインが大森公園体育施設等の美観を損なうおそれのあるもの
- (1 5) 太陽光や照明光による光の乱反射等により、競技及び周囲に支障を来たすおそれのあるもの
- (1 6) 大森公園体育施設等を利用するものに不快の念を与えるおそれのあるもの
- (1 7) このほか、横手市(以下、「市」という。)が適当でない判断するもの

4. 募集案内

(1) 広告物掲出の場所、規格等

掲出場所	規 格	募集区画数	広告料(1区画・年額)
大森公園テニスコートフェンス 大森体育館アリーナ手摺	縦1.2m×横10m	12区画	66,000円

(2) 広告物の材質

- ①メッシュ生地(ターポリン素材など)に企業名等を印字してください。
- ②下地(ベースカラー)や文字の色に指定はありません。
- ③作製したメッシュシートの主たる場所に、ほつれ防止措置を施した穴を開け、天候によりたなびかないよう結束バンド等(金属以外)でフェンス又は手摺に取付けて下さい。
- ④縦幅は、上記の表に記載した規格のとおりで作製してください。なお、横幅につきましては、最大の値を示してあります。

(3) 応募できる区画数

- ①応募できる区画数に制限はありませんので、希望する区画数を記入してください。なお、募集の枠を超えて申し込みがあるときは、優先順位に従い広告主を決定します。

優先順位	広告の掲出の申込みをした者
1	市内に主たる事務所を有する法人その他の団体又な市内の個人事業者
2	市内に従たる事務所を有する法人その他の団体
3	市内に事務所を有しない法人その他の団体又は市外の個人事業者
4	その他の者

- ②掲出する区画場所については、区画順に市が抽選で決定いたします。

③大森公園テニスコートの営業期間後、大森体育館への掲出を希望する場合は、大森公園テニスコートの区画場所順に、大森体育館2階東側から順に掲出できます。なお、大森体育館への掲出に係わらず、広告料は同額とします。

④掲出期間外における広告物の保管等については、原則として広告主において保管していただきますが、両者の協議にて保管方法を決定することも可とします。

(4) 広告物掲出期間

①広告物を掲出する期間は、許可日からその属する年度の年度末までとします。

②掲出期間を超え、継続して広告を掲出しようとするときは、両者に異議がなければ継続するものとします。

③広告掲出を継続しない、もしくは掲出期間の途中で解除する場合は、市に申し出て解除の決定を受けるものとします。

(5) 提出書類

①横手市大森公園体育施設等への商用広告物掲出申込書 1部

②都市公園使用許可申請書 1部

③広告主の事業所概要パンフレット及び案内等 1部

④広告物掲示デザイン案（広告物のサイズ及び色など概要が分かるもの）1部

(6) 提出に関する詳細及びお問合せ先

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで随時

提出場所 まちづくり推進部 大森地域課 地域協働係

〒013-0514 横手市大森町字大中島 268

電話：0182-26-4073 FAX：0182-26-3200

(7) 提出方法

上記提出場所に書類を持参いただくか、記録配達に残る方法でお送りください。

5. 広告物掲出の許可

市が定める方法により提出書類を審査し、広告物掲出許可と掲出区画場所を決定後、広告主と広告物掲出に関する契約を締結します。

掲出区画場所に対するクレームは受け付けませんので、あらかじめご理解のうえ申請するようにお願いします。

6. 広告料の支払い

(1) 広告主は、市が指定する方法及び期日に従い、1年ごとに広告料を納入通知書による納付するものとします。

(2) 納入通知書の納付期日までに納付がないときは、掲出許可の決定を取消すことがあります。

(3) 年度途中で掲出開始する場合は、許可日の属する月から年度末まで、年度途中で掲出解除する場合は、年度当初から解除日の属する月までを、それぞれ月割りで求めた額をその年度の広告料とします。

- (4) 掲出期間において、広告主の責めに帰さない理由等により広告物掲出が出来なくなったときは、納付された広告料の一部または全額を返還できることがあります。

7. その他

- (1) 広告物は、決定を受けてから 30 日以内に完成させ、市による現場確認を受けてください。
- (2) 掲出した広告物の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。
- (3) 広告主は、第三者から掲出した広告物の内容に係る苦情の申立て、損害賠償の請求等を受けたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとします。
- (4) 広告物の掲出作業又は撤去作業に伴い発生した施設への汚損及び棄損による損害並びに施設利用者への損害については、広告主が自らの責任においてその損害を賠償しなければならないものとします。
- (5) 市は、その責めに帰するものを除いて、掲出された広告物の汚損、棄損、滅失等について、これらの責任を負わないものとします。
- (6) 施設管理上やむを得ない事情によって、掲出した広告物が一時的に不明瞭な状態又は可視できない状態となることがあっても、市は広告料の返還その他の責任を負わないものとします。ただし、施設の工事修繕等の理由により、掲出中の広告物を撤去させていただく場合は、広告主と協議のうえ、広告料の一部を返還いたします。